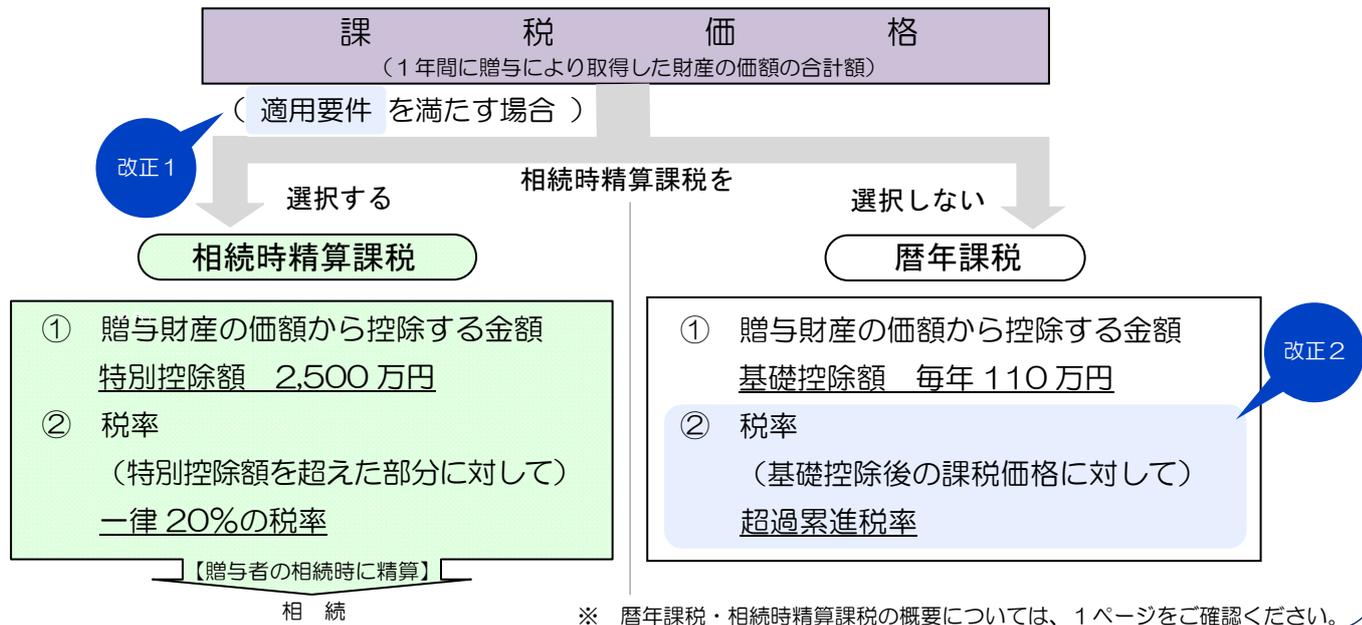


(平成27年1月1日以後に贈与を受ける方へ)

平成27年1月から贈与税の税率等が変わります！

○ 改正の概要

改正事項 【適用関係】改正1及び2は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。



改正1 相 続 時 精 算 課 税

○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 ・ 贈与をした年の1月1日において 65歳以上 の者	【改正後】 ・ 贈与をした年の1月1日において 60歳以上 の者
受贈者	【改正前】 ・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	【改正後】 ・ 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 の者 ・ 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

改正2 贈与税（暦年課税）の税率構造

○ 最高税率の引上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

基礎控除後の 課税価格	【改正前】	【改正後】		
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%	
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超 ～			55%	55%

※ 暦年課税の場合において、**直系尊属**（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において**20歳以上**の方に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

税額計算（暦年課税）の方法等については、次ページをご覧ください。

平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により財産を取得した場合の税額計算（暦年課税）

平成 27 年 1 月 1 日以後、1 年間（その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間）に贈与により取得した財産に係る贈与税の計算方法が、次のとおりとなります。

① 「特例贈与財産」又は「一般贈与財産」のいずれかのみ財産を取得した場合

$$〔基礎控除後の課税価格〕 \times \text{税率} (\ast) - \text{控除額} = \text{税額}$$

※ 税率は、取得した財産に応じて、「特例贈与財産」の場合は特例税率を、「一般贈与財産」の場合は一般税率を適用します。

② 「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」を取得した場合

次の①及び②の合計額（① + ② = 税額）

$$\text{「特例贈与財産」に対応する金額} : a \times \frac{A}{C} \dots \text{①}$$

$$\text{「一般贈与財産」に対応する金額} : b \times \frac{B}{C} \dots \text{②}$$

A : 特例贈与財産の価額 B : 一般贈与財産の価額
C : 合計贈与価額 (A+B)
a : 合計贈与価額 C について特例税率を適用して計算した金額
b : 合計贈与価額 C について一般税率を適用して計算した金額
※ 1 A、B 及び C は、課税価格の基礎に算入される価額
2 B 及び C は、贈与税の配偶者控除の特例 (59 ページ) の適用後の価額

贈与税の速算表

【特例贈与財産用】

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

【一般贈与財産用】

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

Q&A 平成 27 年中に祖父から贈与を受けた場合の税額計算（上記①のケース）

問： 私（21 歳）は、平成 27 年 1 月 23 日に、祖父（64 歳）から贈与により現金（300 万円）と株式（200 万円）を取得しました。贈与税（暦年課税）の計算はどのようになりますか。

答： あなた（20 歳以上）の直系尊属である祖父から取得した財産については、「特例贈与財産」として、次のとおり税額を計算します。

【計算式】

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円 (基礎控除額)} = 390 \text{ 万円 (基礎控除後の課税価格)}$$

$$390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = \underline{485,000 \text{ 円 (税額)}}$$

なお、兄弟姉妹など直系尊属でない方から財産を取得した場合には、「一般贈与財産」として、次のとおり税額を計算します。

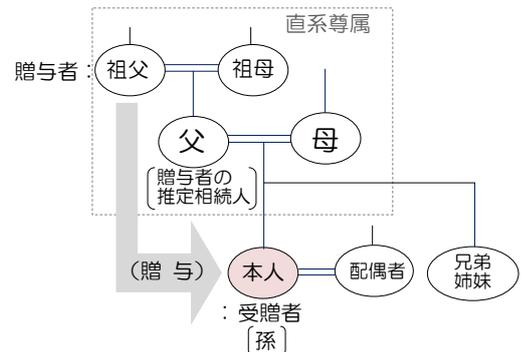
【計算式】

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円 (基礎控除額)} = 390 \text{ 万円 (基礎控除後の課税価格)}$$

$$390 \text{ 万円} \times 20\% - 25 \text{ 万円} = \underline{530,000 \text{ 円 (税額)}}$$

（参考） この問のケースでは、受贈者は贈与者である祖父（60 歳以上）の「孫」であることから、相続時精算課税（81 ページの改正 1）の適用を選択することができます。

【参考】 親族関係



例 直系尊属

- : ・ 父母、祖父母
- ・ 養父母
- × : ・ 兄弟姉妹
- ・ 配偶者の父母
- ・ 伯叔父母

Q&A 平成 27 年中に母と兄から贈与を受けた場合の税額計算（上記②のケース）

問： 私（27 歳）は、平成 27 年 1 月 23 日に、母から贈与により現金（400 万円）を取得しました。また、平成 27 年 12 月 3 日に、兄から贈与により土地を取得しました（贈与により取得した土地の評価額 100 万円 ※土地の評価方法は 11 ページをご覧ください。）。この場合、贈与税（暦年課税）の計算はどのようになりますか。

答： あなた（20 歳以上）の直系尊属である母から取得した財産については「特例贈与財産」として、また、直系尊属でない兄から取得した財産については「一般贈与財産」として、次のとおり税額を計算します。

【計算式】

$$500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円 (基礎控除額)} = 390 \text{ 万円 (基礎控除後の課税価格)}$$

$$\text{「特例贈与財産」に対応する金額} : (390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円}) \times \frac{400 \text{ 万円}}{500 \text{ 万円}} = 388,000 \text{ 円} \dots \text{①}$$

$$\text{「一般贈与財産」に対応する金額} : (390 \text{ 万円} \times 20\% - 25 \text{ 万円}) \times \frac{100 \text{ 万円}}{500 \text{ 万円}} = 106,000 \text{ 円} \dots \text{②}$$

$$\therefore \text{①} + \text{②} = \underline{494,000 \text{ 円 (税額)}}$$

○ 上記の改正事項のほか、「非上場株式等についての納税猶予の特例」（68 ページ）の適用要件等が変わります。

※ 贈与税・相続税の税制改正等に関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き）をご利用ください。